昭和六十年政令第二十二号 日本たばこ産業株式会社法施行

六条第八項及び第十七条の規定に基づき、この政 九年法律第六十九号)附則第十二条第二項、第十 内閣は、日本たばこ産業株式会社法 (昭和五十

(日本専売公社の解散の登記の嘱託等)

第一条 日本たばこ産業株式会社法(以下「法 の登記を登記所に嘱託しなければならない。 という。) 附則第十二条第一項の規定により、 したときは、大蔵大臣は、遅滞なく、その解散 日本専売公社(以下「公社」という。)が解散 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散

の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しな ければならない。

適用に関する措置) (会社の設立に伴う会社に対する法人税法等の

第二条 法附則第六条の規定により公社が行う出 この項において同じ。)」として同条の規定を適 計した期間が一年以上であるものを含む。以下 本たばこ産業株式会社が有していた期間とを合 る解散前の日本専売公社が有していた期間と日 律第六十九号)附則第十二条第一項の規定によ 業年度において、一年以上有していた固定資産 以上有していた固定資産」とあるのは、「各事 第五十条第一項中「各事業年度において、一年 いう。) により日本たばこ産業株式会社(以下 (以下この条において「公社が行う出資等」と 附則第四条第一項の規定により公社が行う拠出 資又は塩専売法 (昭和五十九年法律第七十号) (日本たばこ産業株式会社法 (昭和五十九年法 ては、法人税法(昭和四十年法律第三十四号) 「会社」という。)が受け入れた固定資産につい 5

とみなして同法第五十二条又は第五十四条の規 は第五十四条第一項の規定の適用を受けた金額 金額は、それぞれ法人税法第五十二条第一項又 り計算した金額に相当する金額に達するまでの 九十七条第一項又は第百三条第二項の規定によ 人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第公社の事業年度を会社の事業年度とみなして法 当該金額のうち、当該設立の日の前日の属する 金勘定及び賞与引当金勘定の金額については、 会社がその設立の日において有する貸倒引当

3 引当金勘定の金額については、当該金額のう 会社がその設立の日において有する退職給与

> 計額の百分の四十に相当する金額に達するまで 等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二 適用を受けた金額とみなして同条の規定を適用 の金額は、法人税法第五十五条第一項の規定の 号)の規定により計算される退職給与の額の合 日において退職するものと仮定して国家公務員 に在職する使用人の全員が自己の都合により同 度を会社の事業年度とみなし同日において公社 当該設立の日の前日の属する公社の事業年

4 法人が」とする。 とあるのは「昭和六十年四月一日から昭和六十 項の規定の適用については、同項中「内国法人 たばこ産業株式会社及び当該合併に係る被合併 をした場合には、当該各事業年度において日本 当該合併に係る合併法人及び被合併法人が」と 内国法人については、当該各事業年度において と、「同日から昭和五十七年三月三十一日まで」 四月一日以後に開始する事業年度に限る。)」 度」とあるのは「当該事業年度(昭和六十二年 が昭和六十年四月一日以後に合併をした場合に 存していたもの)に限る。)」とあるのは「日本 係る合併法人及び被合併法人のすべてが同日に あるのは「日本たばこ産業株式会社が当該合併 二年三月三十一日まで」と、「当該合併をした に存していた場合に限る。)」と、「当該事業年 は、当該合併に係る被合併法人のすべてが同日 たばこ産業株式会社(日本たばこ産業株式会社 に合併をした内国法人については、当該合併に (昭和五十五年四月一日に存するもの(同日後 会社に対する法人税法施行令第二十二条第三

らず、会社の設立の日の前日の属する公社の事 業年度の決算において当該減価償却資産の取得 価償却資産の取得価額は、法人税法施行令第五 額とする。 十四条第一項第六号又は第七号の規定にかかわ に要した費用の額として公社が経理していた金 公社が行う出資等により会社が受け入れた減

6 う。)が元本」と、「その内国法人がその」とあ 専売公社(以下この条において「旧公社」とい 業株式会社法 (昭和五十九年法律第六十九号) 同条第二項中「その内国法人が元本」とあるの 価証券に係る法人税法施行令第百四十条の二第 附則第十二条第一項の規定による解散前の日本 は「日本たばこ産業株式会社及び日本たばこ産 一項第一号に規定する利子配当等については、 公社が行う出資等により会社が受け入れた有

7 第六十三条第一項第一号に規定する土地等につ 税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号) 同条の規定を適用する。

8 適用する。 社が取得」として同条の規定を適用する。 及び日本たばこ産業株式会社が引き続き所有し がその取得をし、その取得をした日から旧公社 る解散前の日本専売公社(以下この項及び第六 律第六十九号)附則第十二条第一項の規定によ ていた」と、「(その取得」とあるのは「(旧公 十五条の七第一項において「旧公社」という。)

9 る政令(平成十年政令第百五号)附則第九条第 限る。)」とあるのは「日本たばこ産業株式会社 である場合にあつては、当該適格合併に係る被 法人のすべてが昭和五十五年四月一日に存して 条第十二号の八(定義)に規定する適格合併を 税法(以下「平成十三年新法」という。)第二 四項の規定の適用については、同項中「昭和五 日以後に適格合併(平成十三年改正法第一条の (日本たばこ産業株式会社が平成十三年四月一 合併法人のすべてが同日に存していたもの)に いたもの(当該適格合併が法人を設立する合併 には、当該法人及び当該適格合併に係る被合併 いう。以下同じ。)に係る合併法人である場合 十三年改正法第一条の規定による改正後の法人 十五年四月一日に存する法人(当該法人が平成 十三年四月一日以後に行われる適格合併(平成 会社に対する法人税法施行令の一部を改正す

その」と、同条第三項第一号中「その内国法 るのは「日本たばこ産業株式会社及び旧公社が と、同項第二号中「その内国法人」とあるのは 「日本たばこ産業株式会社又は旧公社」として 人」とあるのは「日本たばこ産業株式会社」

「日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法した日から引き続き所有していた」とあるのは いては、同条第二項中「当該法人がその取得を 公社が行う出資等により会社が受け入れた租

取得 (建設を含む。以下この号において同じ。) 五号の上欄に規定する土地等、建物又は構築物 のは「旧公社による取得」として同条の規定を 会社により引き続き」と、「その取得」とある をされた日から旧公社及び日本たばこ産業株式 た日から引き続き」とあるのは「旧公社により 設を含む。以下この号において同じ。)をされ については、同欄中「当該法人により取得(建 税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十 公社が行う出資等により会社が受け入れた租

株式会社及び当該適格合併に係る被合併法人」 年四月一日以後に適格合併をした場合には、当 あるのは「日本たばこ産業株式会社が平成十三 併法人及び当該適格合併に係る被合併法人」と るのは「昭和六十年四月一日から昭和六十二年 合併法人のすべてが昭和六十年四月一日に存し 以後に行われる適格合併に係る合併法人につい 三月三十一日まで」と、「平成十三年四月一日 度に限る。)終了の時」と、「昭和五十五年四月 事業年度終了の時」とあるのは「当該事業年度 ていた場合に限る。)」と、同項第二号中「当該 じ。)をした場合には、当該適格合併に係る被 規定による改正後の法人税法第二条第十二号 該各事業年度終了の時において日本たばこ産業 ては、当該各事業年度終了の時において当該合 一日から昭和五十七年三月三十一日まで」とあ 八(定義)に規定する適格合併をいう。以下 (昭和六十二年四月一日以後に開始する事業年

法の適用に関する経過措置) (会社の設立に伴う会社に対する道路運送車

第三条 会社の法附則第六条の規定により公社が 取得に伴う移転登録については、同法第百二条 法律第百八十五号)第四条に規定する自動車 行う出資に係る道路運送車両法(昭和二十六年 の規定は適用しない。

則

この政令は、公布の日から施行する。

附則 〇五号) (平成一〇年三月三一日政令第一 抄

(施行期日)

|第一条 この政令は、 する。 平成十年四月一日から施行

則 (平成一三年三月三〇日政令第一

(施行期日) 三五号) 抄

|第一条 この政令は、

平成十三年三月三十一日

ら施行する。

第十七条 前三条の規定による改正後の日本たば 規定により読み替えて適用される法人税法施 伴う経過措置等に関する政令第七条第十四項 九項及び日本国有鉄道改革法等施行法の施行に 信電話株式会社等に関する法律施行令第二条第 こ産業株式会社法施行令第二条第九項、日本電 正に伴う経過措置) (日本たばこ産業株式会社法施行令等の一 0

令の一部を改正する政令(平成十年政令第百五

2	
	は 人用 の 月号 い る 、 、 る 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
	号) 附則第九条第四項の規定は、平成十三年四月一日以後に合併が行われる場合における法人の各事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。 は、なお従前の例による。
	例に 所得に 所得 に 対 わ で が の が り が り で が り に 対 わ で わ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り
	がれた場合に とは、平 に を は、平
	税における法人 における法人 かって連
	() () ()